

報道関係者 各位

平成 28 年 5 月 19 日

【照会先】

千葉労働局 労働基準部 監督課

(電話) 043(221)2304

違法な長時間労働を複数の事業場で行っていた企業に対し 千葉労働局長が是正指導をしました

厚生労働省では、平成 27 年 5 月から、複数の事業場で違法な長時間労働を行う企業について、経営トップに対し都道府県労働局長が是正指導をした上で、その旨を公表することとしています。今般、千葉労働局長（福澤義行）が、以下の企業に対し是正指導をしましたので、公表します。

1 企業名

株式会社エイジス（本社 千葉市花見川区幕張町 4 丁目 544-4）

2 違法な長時間労働の実態

1 か月当たり 100 時間を超える時間外・休日労働が以下のとおり認められた。

事業場	1 か月当たり 100 時間を超える時間外・休日労働が認められた労働者数	1 か月当たりの時間外・休日労働の最長時間数
A 事業場	18 名	約 182 時間
B 事業場	14 名	約 175 時間
C 事業場	16 名	約 118 時間
D 事業場	15 名	約 197 時間

※ いずれの事業場においても労働基準法第 32 条違反が認められた。上記事業場には、千葉県外に所在するものも含まれている。

3 是正指導の状況

- 平成 28 年 5 月 19 日、千葉労働局長から、株式会社エイジス代表者に対し、違法な長時間労働について、是正勧告書を交付した。
- 併せて、具体的な長時間労働削減方を樹立し、全社的に是正するよう指導票を交付した。

4 早期是正に向けた当該企業の取組方針等

- 長時間労働の是正に向けて真摯に取り組まなければならないことを認識。
- 代表者自らをリーダーとするプロジェクト委員会を立ち上げ、労働時間の早期削減のための具体的かつ実現可能な対策を検討。